

改正

平成25年3月18日24世高福第730号

平成30年3月30日29世高福第1059号

令和2年6月1日2世高福第485号

令和3年3月25日2世高福第1469号

令和3年6月1日3世高福第285号

令和4年6月1日4世高福第280号

令和5年6月1日5世高福第204号

令和8年6月1日8世高福第190号

世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金交付要綱

(通則)

第1条 区内で運営する特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設における人材の安定的確保及びサービスの質の向上を図るため、これらの施設等に勤務する職員を対象とした研修等に対する助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例（平成6年9月世田谷区条例第36条）、社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例（昭和41年12月世田谷区条例第53号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「社福施行規則」という。）、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成6年9月28日世田谷区規則第108号。以下「事業団施行規則」という。）、社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和53年8月規則第54号。以下「社協施行規則」という）及び世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の交付)

第2条 助成金は、次に掲げる施設に勤務する職員が当該施設を運営する社会福祉法人の実施する研修又は当該施設の運営に資する研修を受講する場合に交付する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、区内において前条各号の施設を運営する社会福祉法人とする。

(交付額)

第4条 助成金の交付額は、次に掲げる経費に係る実支出予定額の合計額とし、助成金の交付を受けようとする社会福祉法人の運営する第2条各号の施設の定員の合計数が30人未満である場合にあっては1施設当たり400,000円、30人以上70人未満である場合にあっては1施設当たり900,000円、70人以上である場合にあっては1施設当たり1,100,000円を上限とする。

- (1) 講師謝礼、テキスト代、資料印刷費その他の研修の実施に要する経費
- (2) 受講料、テキスト代、交通費その他の研修の参加に要する費用
- (3) 代替職員等に支払う賃金及び手当等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が相当と認めた経費

2 前項の社会福祉法人が、同項各号の経費について、国若しくは東京都の補助金又はこれらに類するものの交付を受けるときは、当該補助金等の額を同項の実支出予定額から控除するものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 区長は、助成金の交付を受けようとする社会福祉法人に、補助金交付・貸付金貸付申請書(社福施行規則第1号様式)に次に掲げる書類を添付した助成金の交付の申請をさせなければならない。この場合において、添付する研修等計画書は第1号様式によるものとする。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書(研修等計画書を含む。)
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表及び収支計算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、その旨及び助成金の交付を決定したときはこれに付けた条件を補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書(社福施行規則第3号様式)により速やかに当該申請をした社会福祉法人に通知しなければならない。

(交付請求等)

第7条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた社会福祉法人（以下「助成法人」という。）に補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書に記載する日までに世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金請求書（第2号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

3 助成金の支払方法は、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）第86条第1項の規定による概算払とする。

（助成事業の変更等の承認）

第8条 区長は、助成法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

（1） 助成事業（第2条の研修を実施し、又は受講することをいう。以下同じ。）に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 助成事業の内容を変更しようとするとき。

（3） 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷特別養護老人ホーム等職員研修費助成金助成事業変更・中止・廃止承認書（第4号様式）により、当該申請をした助成法人に通知するものとする。

（事故報告）

第9条 区長は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成法人に世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金助成事業事故報告書（第5号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、当該報告をした助成法人に書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第10条 区長は、助成事業の進捗状況を的確に把握するため必要があるときは、助成法人に助成事業の遂行の状況について報告させなければならない。

（遂行命令等）

第11条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、助成法人が提出する報告書等により、当該助成法人の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成法人にこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを助成事業遂行命令通知書（社福施行規則第5号様式）により命じるものとする。

2 区長は、助成法人が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を当該助成法人に助成事業停止命令通知書（社福施行規則第6号様式）により命じるものとする。

（実績報告）

第12条 区長は、助成事業が完了したとき（第8条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から14日以内に助成法人に補助事業実績報告書（社福施行規則第7号様式）に世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金研修等実績報告書（第6号様式）及び次に掲げる書類を添付させて、助成事業の実績を報告させなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 財産目録
- （3） 貸借対照表
- （4） 収支計算書

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第13条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金助成事業是正命令通知書（第7号様式）により当該助成事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により助成法人が必要な処置をした場合は、当該助成法人にその結果を補助事業実績報告書により報告させなければならない。

（助成金額の確定）

第14条 区長は、前2条の規定による補助事業実績報告書を受領し、その内容が決定内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修

費助成金交付額確定通知書（第8号様式）により助成法人に通知するものとする。

（助成金の精算）

第15条 区長は、前条の規定による通知後、助成法人に世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金交付額確定通知書に記載する日までに世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金精算書（第9号様式）により精算させなければならない。

2 区長は、前項の規定による精算の結果、助成金に残金が生じたときは、当該精算残金を別に指定する日までに返納させなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、助成法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

（2） 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。

（3） 助成事業の成果又は助成事業の事業費の実績額が第5条の交付申請の内容を著しく下回る
とき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件、この要
綱の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該助成法人に助成決定取消通知書（社福施行規則第8号様式）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（助成金の返還）

第17条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、助成法人に助成決定取消通知書により期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは（第16条第1項第3号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、助成法人にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成法人がこれを納期日までに納付しなかった場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセント

の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間においても365日当りの割合とする。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該助成法人の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた助成法人が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（会計帳簿等）

第22条 区長は、助成法人に、助成事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 世田谷区介護サービス事業所等職員研修費助成要綱（平成20年7月16日20世高施第151号）は、廃止する。
- 3 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に助成金を交付するにあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	補助金交付・貸付金貸付申請書 （社福施行規則第1号様式）	補助金交付申請書（事業団施行規則第1号様式）
第6条	補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（社福施行規則第3号	補助金交付決定通知書（事業団施行規則第3号様式）又は補助金交付申請却下通

	様式)	知書 (事業団施行規則第 5 号様式)
第 16 条第 2 項	助成決定取消通知書 (社福施行規則第 8 号様式)	助成決定取消通知書兼補助金等返還命令書 (事業団施行規則第 7 号様式)

4 社会福祉法人社会福祉協議会に助成金を交付するにあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条	補助金交付・貸付金貸付申請書 (社福施行規則第 1 号様式)	助成申請書 (社協施行規則第 1 号様式)
第 6 条	補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書 (社福施行規則第 3 号様式)	助成決定通知書 (社協施行規則第 2 号様式) 又は助成申請却下通知書 (社協施行規則第 3 号様式)

5 令和 2 年度から令和 5 年度の期間に限り、新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) の拡大防止を目的として、対面によらない形態の研修 (以下「オンライン研修」という。) を実施及び受講するためにコンピュータ、タブレット端末その他の電子機器、オンライン研修の実施及び受講に係るアプリケーションソフトウェアその他区長が必要と認めるもの (個人の所有に帰することとなるものを除く。) を購入し、オンライン研修の実施及び受講に係る体制の整備を図る必要があるときは、第 2 条の規定にかかわらず、区長は、当該整備を行う社会福祉法人に対して助成金を交付することができる。この場合における第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「次に掲げる経費」を、「次に掲げる経費及び附則第 3 項に規定する体制の整備に要する経費」とする。

6 区長は、前項の規定による助成金の交付を受けた社会福祉法人が当該助成金により取得し、又は効用の増加した交付規則第 21 条第 3 号に規定する財産その他助成金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める財産で、価格の単価が 30 万円以上のものの処分 (助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することをいう。) をしようとするときは、あらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号) に定める期間を経過したあとに当該処分を行うときは、この限りでない。

附 則 (平成 25 年 3 月 18 日 24 世高福第 730 号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29世高福第1059号）

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則（令和2年6月1日2世高福第485号）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日2世高福第1469号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金交付要綱の規定に基づき作成された様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年6月1日3世高福第285号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月1日4世高福第280号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月1日5世高福第204号）

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和8年6月1日8世高福第190号）

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。